

学 則

法人・団体の名称	社会福祉法人 希望の家
研修事業の名称	令和5年度 健康福祉アカデミー宝塚（介護職員初任者研修課程・通学）
指定番号	阪神北県民局指定番号 神北（宝健）第23-1587-01号
開講の目的	少子高齢化社会のなか、地域住民の健康や生きがいづくりを推進し、増加する身体介護や家事援助のニーズに対応するため、地域の福祉力・介護力を養うための講座を開設し、地域福祉の充実を図ることを目的とする。
研修会場	障害者相談支援事業所 コミセン希望（宝塚市逆瀬川） 障害者支援施設 希望の家グリーンホーム（宝塚市玉瀬） 障害者支援施設 希望の家ワークセンター（宝塚市安倉西）
実習施設	介護実習 障害者支援施設 希望の家グリーンホーム
研修期間	令和5年10月3日（火）～令和6年2月29日（木） 約5ヶ月
研修カリキュラム 講師氏名	別紙「研修カリキュラム」のとおり
使用テキスト	株日本医療企画発行 介護職員初任者研修課程テキスト（第5版） 兵庫県発行「訪問介護・介護予防訪問介護の手引き」
受講資格	研修カリキュラム全日程に参加できること並びに地域での福祉活動や、健康づくり、生きがいづくり、介護に関心のある方で介護業務に従事することを希望する方。 年齢制限は特に設けていないが中卒以上の学力を有し心身ともに健康で身体介護が可能な方を対象としている。
受講手続	(1) 申込み方法 電話、FAXにて仮受付の後、申込書に記入し郵送する。 (2) 申込み先 宝塚市安倉西3-1-5 障害者支援施設 希望の家ワークセンター 電話（0797）87-0141 FAX（0797）84-0738 (3) 受講決定 募集締め切り後、受講決定通知書を受講生宛てに送付する。尚、申込者が募集人員を上回る場合は、抽選の上決定する。
受講料及び支払い方法	30,000円（内訳：受講料20,000円、教材費10,000円） 支払い方法：受講決定通知後、期日までに指定金融機関に振り込むこと。 また、交通費、実習先での食費はそれぞれ自己負担。
解約条件及び返金の有無	受講決定後、自己都合で辞退する際はテキスト・資料・保険代を請求する場合があるため、十分に検討いただいた上で申し込むこと。また、定められた期日までに受講料が振り込まれないときには、受講を断る場合がある。開講後の自己都合による退学（自主退学）は、受講料を一切返還しない。受講態度が悪い等、研修責任者より介護職として不適当と判断され、退学をする場合は、受講料（テキスト・資料・保険代を除く）の半額を返還する。
受講者の個人情報の取扱い	研修事業の運営上知り得た受講者に係る個人情報等の秘密保持については、研修に係る連絡、修了者名簿の作成・管理、研修事業の目的にのみ使用するものとする。また、受講者においても、実習において知り得た個人の秘密は他にもらさないよう、オリエンテーションにて指導を行い徹底する。
科目免除の取扱い	介護職員等として、1年以上の介護等の実務経験を有する者は、兵庫県の規定に従い「（1）職務の理解」の科目を免除することができる。ただし受講料の割引は行わない。なお、実務経験証明書が開校式までに必要である。

修了認定	<p>(1) 出欠の確認方法 各講義開始前に出席確認を行う。実習については、各実習担当者及び実習日誌にて確認をとるものとする。</p> <p>(2) 修了評価の方法 ア 介護職員初任者研修課程の全科目（追加カリキュラムは除く）を履修した者に対して筆記テストを行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況については、「こころとからだのしくみと生活支援技術」科目内の実技テストを行う。 イ 認定基準（100点満点）は理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分とし、C以上で評価基準を満たしたものとして認定する。 A=90点以上 B=80～89点 C=70～79点 D=70点未満 評価基準に満たない場合は、別に補講を行ない再修了評価を実施。再修了評価で評価基準に満たない時は、学力不足で修了の見込みがないものとみなす。</p> <p>(3) 修了の認定方法 ア 介護職員初任者研修課程の科目については、全て出席しなければならない。 イ 修了評価（テスト）に合格しなければならない。 不合格の評定を受けたものは、所定の課題により、再修了評価（テスト）に合格しなければならない。</p> <p>(4) 修了証明書 ア 健康福祉アカデミー宝塚の修了証明書 全カリキュラム（149.5時間）の2/3以上（100時間以上）、この内生きがい講座を1/2以上を受講した者については健康福祉アカデミー宝塚の修了書を交付する。 イ 介護職員初任者研修課程・通学の修了証明書 介護職員初任者研修課程の全科目（133時間）を受講し、修了評価（テスト）に合格した者については介護職員養成研修修了者と認め、介護保険法施行令に掲げる介護職員初任者研修課程の修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。</p>														
補講について	<p>介護職員初任者研修課程(133時間)の科目を欠席した者で、やむを得ない事情がある場合は、研修の1割まで（13時間まで）補講が認められる。ただし、1割を超えて欠席した者については、いかなる理由でも介護職員初任者研修課程の修了証明書を交付できない。 ※実技演習については、補講は行えないで必ず出席する必要がある。</p> <p><u>補講が行えない科目</u></p> <p>(9) こころとからだのしくみと生活支援技術</p> <table> <tbody> <tr> <td>④生活と家事</td> <td>1/9(火)</td> </tr> <tr> <td>⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</td> <td>1/11(木)</td> </tr> <tr> <td>⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</td> <td>1/12(金)</td> </tr> <tr> <td>⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</td> <td>1/15(月)</td> </tr> <tr> <td>⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</td> <td>1/16(火)</td> </tr> <tr> <td>⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</td> <td>1/18(木)</td> </tr> <tr> <td>④、⑥～⑩ 修了評価</td> <td>1/19(金)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記科目を欠席した場合、理由の如何にかかわらず介護職員初任者研修課程の修了証明書は交付できない。</p> <p><u>補講の方法</u></p> <p>当該研修科目をビデオ撮影したものを希望の家ワークセンター内（宝塚市安倉3-1-5）で聴講した後、課題レポートを提出した上で科目を履修したものとみなす。なお、<u>補講は講義科目のみ実施し、実技演習科目は適用されない</u>。</p> <p>補講に要する費用は発生しない。但し、指定された補講日時を守ること。</p>	④生活と家事	1/9(火)	⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	1/11(木)	⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	1/12(金)	⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	1/15(月)	⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	1/16(火)	⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	1/18(木)	④、⑥～⑩ 修了評価	1/19(金)
④生活と家事	1/9(火)														
⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	1/11(木)														
⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	1/12(金)														
⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	1/15(月)														
⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	1/16(火)														
⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	1/18(木)														
④、⑥～⑩ 修了評価	1/19(金)														

実習について	実習日時については、実習先の都合を優先したうえで研修開始後に決定する。したがって受講生の希望の日時に添えない場合があるので、あらかじめ実習期間中はスケジュール調整が行えるか確認の上申し込む事。 実習費は無料（交通費・昼食代は自己負担）
予備日について	悪天候や講師・主催者側のやむを得ない事情により、講義を休講する場合にその代替え日とする。受講生の都合での振替は不可。
研修欠席者の扱い	研修開始前に出欠簿により出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は、必ず事前に別紙欠席届又は電話等により届け出ること。 <u>15分以上</u> 遅刻した場合、または講義終了時刻の <u>15分前</u> に退出した場合は、欠席とする。
退学規定	次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。 (1) 遅刻・早退を繰り返す者。 (2) 学習意欲が著しく欠け、学力不足で修了の見込みがないと認められる者。 (3) 講義・実習の進行を妨げるなど、他の受講生の迷惑になる行為を行い、あるいは、講師・職員・実習先の指示に従わず、改善が認められないと当法人が判断したとき。 (4) 感染症にかかっている者（尚、感染症の疑いがある場合は診断書の提出により非感染が明らかになるまで、受講を中断して頂く場合がある）。 (5) 体調管理等の理由で、研修の継続が困難になった者。 (6) 受講申し込み後、介護業務の遂行に支障を来すと認められる心身の疾患が判明した者。 (7) 期日までに受講料の支払いがない者。 (8) その他、処分を適当とする行為が有り、当法人がそれを決定した者。
受講中の事故等についての対応	緊急連絡先に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
受講申し込み前の留意点	研修事業の目的は介護の担い手の育成であり、演習や実習では実際に身体介護を行う場になる。従って受講者で特に配慮が必要な場合は事前に申し出ること。なお、身体状況等によっては、受講をお断りする場合がある。
研修担当者名及び連絡先	希望の家ワークセンター 玉利 奈沙・山本 さくら Tel0797-87-0141
苦情相談担当者名及び連絡先	希望の家ワークセンター サービス管理責任者 井上 瞳美 同上
研修責任者名及びその役職	希望の家ワークセンター 施設長 岡田 義和
その他	上記以外で実施に関し、定められていない事項については、その都度別途決定する。

(附則) 第1条 この学則は令和5年10月3日から施行する。

欠席届

氏名			
欠席科目名			
日付	月	日	
理由			
補講希望日時	月	日	: から 補講日は原則として欠席した日の翌日から翌週までの平日9時30分から17時の間で申し出てください（研修実施日時は除く）。 ※当日は講義ビデオを視聴後に補講レポートの記入が必要です。

(事務局記入欄)

あなたの補講日は 月 日 : からです。

時間に遅れないようお越しください。

補講会場は、希望の家ワークセンター（宝塚市安倉西3-1-5）です。

※講義会場とは異なります。

※補講可能な時間数は、残り（ ）時間です。

介護職員初任者研修の科目については、13時間を超える欠席がある場合、理由の如何に問わず修了証明書の交付は行えません。

※原紙のため、コピーして使用して下さい。